

第6条 輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。）

改正後	改正前
<p>(輸入検査の場所)</p> <p>第6 輸入検査を行う場所は、当該植物が輸入された規則第6条第1号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。第13を除き以下同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該植物が輸入された規則第6条第2号及び第3号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>(合格の基準)</p> <p>第9 輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあっては、当該検査を含む。）の結果、<u>当該種苗が規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u></p> <p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、<u>当該種苗が規程第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、自ら当該種苗を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。</u></p> <p>2 植物防疫官は、<u>当該種苗に法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品が付着し、又は混入している場合であってその除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第2条第2項の規定に基づき、当該検査荷口の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。</u></p> <p>(消毒方法の基準)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 前項ただし書きにおいて植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農</p>	<p>(輸入検査の場所)</p> <p>第6 輸入検査を行う場所は、当該植物が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げる港の区域をいう。）内若しくは港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。第13を除き以下同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内又は当該植物が輸入された規則第6条第2号及び第3号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。</p> <p>(合格の基準)</p> <p>第9 輸入検査（法第8条第7項の規定に基づき、更に隔離栽培による検査を行う場合にあっては、当該検査を含む。）の結果、<u>当該種苗が規程第2条の各号に該当すると認められたときは、これを合格とする。</u></p> <p>(不合格の通知)</p> <p>第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、<u>当該種苗が規程第2条の各号に該当しないと認めるときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、自ら当該種苗を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。</u></p> <p>2 植物防疫官は、<u>当該種苗に土が付着し、又は混入している場合であってその除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第3条第1項第3号の規定に基づき、当該検査荷口の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。</u></p> <p>(消毒方法の基準)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 前項ただし書きにおいて植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農</p>

薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条により登録されたものに限る。

（消毒を行う場所）

第 13 （略）

（1） （略）

（2）輸送中に検疫有害動植物又は法第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる輸入禁止品の分散を防止する措置がとられること。

（3）・（4） （略）

2・3 （略）

（不合格種苗の積戻し）

第 14 植物防疫官は、第 10 の規定により消毒又は廃棄を命じた種苗について輸入者又は管理者から積戻しの積戻許可願（別記様式 3）の提出があった場合において監督及び取締上適当であると認めるときは、第 10 第 1 項の規定にかかわらず、規程第 3 条第 5 項に基づき、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は法第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる輸入禁止品の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲で条件を付すことができる。

3・4 （略）

（選別効果の確認）

第 18 （略）

2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお検疫有害動植物又は法第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる輸入禁止品があると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。

（輸入認可証明書の交付）

第 20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、(1)号にあっては植物等輸入認可証明書（規則第 8 号様式）を、(2)号、(3)号及び(4)号にあっては種苗輸入認可証明書（別記様式 6 の（イ））を交付することができる。ただし、植物等輸入認可証印（別記様式 6 の（ロ））を押印した第 2 の検査申請書の写しをもって種苗輸入認可証明書に替えることができる。

薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条により登録されたものに限る。

（消毒を行う場所）

第 13 （略）

（1） （略）

（2）輸送中に検疫有害動植物の分散を防止する措置がとられること。

（3）・（4） （略）

2・3 （略）

（不合格種苗の積戻し）

第 14 植物防疫官は、第 10 の規定により消毒又は廃棄を命じた種苗について輸入者又は管理者から積戻しの積戻許可願（別記様式 3）の提出があった場合において監督及び取締上適当であると認めるときは、第 10 第 1 項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲で条件を付すことができる。

3・4 （略）

（選別効果の確認）

第 18 （略）

2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお検疫有害動植物があると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。

（輸入認可証明書の交付）

第 20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から次の各号の一に該当する理由で輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があったときは、(1)号にあっては植物輸入認可証明書（規則第 8 号様式）を、(2)号、(3)号及び(4)号にあっては種苗輸入認可証明書（別記様式 6 の（イ））を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印（別記様式 6 の（ロ））を押印した第 2 の検査申請書の写しをもって種苗輸入認可証明書に替えることができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品の混入が認められ除去を行う場合

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該種苗を合格としたときは、法第9条第5項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

別記様式6 (第20条関係)

(イ) (略)

(ロ)

(削る。)



備考

(1) (略)

(2) 数字は、検査年月日を表すものとする。

別表3 (第12関係)

3 青酸ガスによる消毒方法の基準 (薬量: g/内容積 m<sup>3</sup>)

検疫有	方法	薬量	時間	倉庫の	摘要

(1) ~ (3) (略)

(4) いねもみ又は土の混入が認められ除去を行う場合

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該種苗を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

別記様式6 (第20条関係)

(イ) (略)

(ロ)



(新設)

備考

(1) (略)

(2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

別表3 (第12関係)

3 青酸ガスによる消毒方法の基準 (薬量: g/内容積 m<sup>3</sup>)

検疫有	方法	薬量	時間	倉庫の	摘要

害動物の種類			等級	
(略)	(略)	液体青酸 1.8 (10℃以上 20℃未満)	(略)	(略)
		青化ソーダ 5.4 (20℃以上) 10.8 (10℃以上 20℃未満)		

害動物の種類			等級	
(略)	(略)	液体青酸 1.8 (10～20℃)	(略)	(略)
		青化ソーダ 5.4 (20℃以上) 10.8 (10～20℃)		

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	44℃	1時間30分～2時間	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後に乾燥すること。 <u>(3) ミニスイセンについては、44℃、20分で行うこと。</u> <u>(4) ミニスイセンの範囲は、鱗茎の直径が通常2cm以下のものとする。</u>

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	44℃	1時間30分～2時間	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後に乾燥すること。 (新設)  (新設)